

将来を考えて
資格を取りたい!!

旅行のために
貯金しておこう♪

将来
起業したいから
まず貯めるぞ!!

車が欲しいし
お金を貯めて
おかないと...

始める! 未来の自分のために!!
若者自立支援
定期積金

2018

取扱期間

平成30年 4月2日月 ~ 7月31日火

ご自分に合った期間内で
100万円が貯まります

年 0.30%

税引き後 年0.239%

定期積金の内容	満期時に元利込みで100万円となる商品	満期時受取額(税引後)			
ご利用いただける方	個人	定型方式 1年	毎月83,226円	0.30%	1,000,005円
契約の期間	定型方式 1年・2年・3年・4年・5年	定型方式 2年	毎月41,564円	0.30%	1,000,021円
支払方法	満期日以後に一括して給付契約金を 支払指定口座に入金します	定型方式 3年	毎月27,676円	0.30%	1,000,009円
		定型方式 4年	毎月20,733円	0.30%	1,000,042円
		定型方式 5年	毎月16,567円	0.30%	1,000,061円

- ・この積金は証書を発行しません。
- ・初回の払込を含めて全ての払込は、本人名義口座からの口座振替のみとします。
- ・満期前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について当金庫所定の利率によって計算した利息とともに支払指定口座にお支払いします。
- ・満期時、中途解約時いずれも支払指定口座へ入金致します。現金での支払いは致しませんので、現金のご出金は支払指定口座からとなります。

店頭の商品概要説明書をご用意しています。金利等、詳しくは、ばんしんの本支店窓口までお問い合わせください。

ひろがる夢とたしかかな未来



若者自立支援定期積金 2018

ご利用いただける方 ◎個人

取扱期間 ◎平成30年4月2日(月)～平成30年7月31日(火)

契約の期間 ◎定型方式 1年 2年 3年 4年 5年

払込
(1) 払込方法 ◎初回の払込を含めて全ての払込は、本人名義口座からの口座振替のみとします
(2) 払込金額 ◎【契約期間1年】 毎月83,226円
◎【契約期間2年】 毎月41,564円
◎【契約期間3年】 毎月27,676円
◎【契約期間4年】 毎月20,733円
◎【契約期間5年】 毎月16,567円
(3) 満期金額 ◎【契約期間1年】 1,000,005円 (掛込合計額:998,712円 給付補填金:1,622円)
◎【契約期間2年】 1,000,021円 (掛込合計額:997,536円 給付補填金:3,117円)
◎【契約期間3年】 1,000,009円 (掛込合計額:996,336円 給付補填金:4,608円)
◎【契約期間4年】 1,000,042円 (掛込合計額:995,184円 給付補填金:6,095円)
◎【契約期間5年】 1,000,061円 (掛込合計額:994,020円 給付補填金:7,579円)

支払方法 ◎満期日以後に一括して給付契約金を支払指定口座に入金します

利息(給付補填金)
(1) 適用金利 ◎固定金利 年0.30% (※税引き後 年0.239%)
(2) 支払方法 ◎給付補填金は満期日以後に一括して支払指定口座に入金します
(3) 計算方法 ◎給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します

税金 ◎平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります

証書(通帳)の不発行 ◎この積金は、証書(通帳)を発行しません

満期時 ◎当金庫所定の払戻請求書に届出の印章による記名押印することなく
支払指定口座に掛金残高相当額及び利息相当額全てを自動入金します
支払指定口座へ入金し、現金でのお支払いはできません

自動解約等 ◎この積金の掛込が、振替日より2ヶ月(2回)遅延した場合は、2ヶ月(2回)目の振替日の翌営業日付で「定期積金掛込に関するご案内」を作成し、お届けの住所宛に郵送します(郵送後2ヵ月以内(ご案内の作成日から2ヶ月目の応答日まで)に、通常の掛込回数(遅延分及び通常掛込分の全額が指定口座に入金され引落しとなる)に達しなければ、この積金を解約し、掛金残高相当額と給付補填金を支払指定口座に支払います

中途解約時の取扱い ◎満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について当金庫所定の利率によって計算した利息とともに支払指定口座にお支払いします
◎この積金を中途解約される場合は解約金全て支払指定口座へ入金します
現金でのお支払いはできません

苦情処理措置 ◎苦情処理措置
紛争解決措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください
◎紛争解決措置
東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記お客様相談窓口、または全国しんぎん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんぎん相談所にお問合わせください

その他参考となる事項 ◎払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます
◎満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します
◎金利情勢等により、内容変更又は取扱いを中止させていただくことがあります
◎預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

ひろがる夢とたしかな未来

播州信用金庫

平成30年4月2日現在

